

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表				
金融事業者の名称	トレード・サイエンス株式会社			
■取組方針掲載ページのURL :	action.pdf (trade-science.co.jp)			
■取組状況掲載ページのURL :	action.pdf (trade-science.co.jp)			
原 則	実施・不実施	※6	取組方針の該当箇所	※6
取組状況の該当箇所	※6	取組状況の該当箇所	※6	取組状況の該当箇所
原則2 【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。 (注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良いサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	お客様本位の業務運用に関する方針 お客様の最善の利益の追求	【お客様の最善の利益追求】にかかるアクションプラン【企业文化として定着させるための施策】→【取組状況】社内研修実施・テスト・およびテスト(80/100点合格)にて全員が履修。	
原則3 【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。 (注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の情報が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に併せて、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品の販売・推奨等する場合・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	お客様本位の業務運用に関する方針 利益相反の適切な管理	【利益相反の適切な管理】にかかるアクションプラン【企业文化として定着させるための施策】→【取組状況】当社は販売業者でないので、販売手数料を受取る取引なく、利益相反は発生しておりません。	
原則4 【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対象となるのかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	【手数料等の明確化】にかかるアクションプラン	【手数料等の明確化】にかかるアクションプラン【取組状況】お客様に直接の投資助言を行っておらず、情報提供に留まるため、お客様からいだく手数料はなし。	
原則5 【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。 (注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 <ul style="list-style-type: none">・顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件・顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売して想定する顧客属性・顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選択理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたもの)と利害関係の説明・販売会社・販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合に、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれに取り又は業務に及ぼす影響	実施	お客様本位の業務運用に関する方針 お客様に対する重要な情報のわかりやすい提供	【お客様に対する重要な情報のわかりやすい提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】タイムリーに情報提供、重要情報シート(金融事業者編)を当社HPに掲示。	
(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することができるか否かを顧客に示すとともに、パッケージに対する割合などない場合を顧客が比較することが可能となるう、それぞれの重要な情報について提供すべきである。(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	【重要情報シート】 2. サービス概要 表内の1つ目	【お客様に対する重要な情報のわかりやすい提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】タイムリーに情報提供、重要情報シート(金融事業者編)を当社HPに掲示。	
(注3) 金融事業者は、顧客を取り扱い経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、顧解を招くことない誠実な内容で情報提供を行うべきである。	実施	【わかりやすい情報提供のための対応】 項目番1	【お客様に対する重要な情報のわかりやすい提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】タイムリーに情報提供、重要情報シート(金融事業者編)を当社HPに掲示。	
(注4) 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客が容易に商品の販売・推奨等を行なうことが可能となるよう、簡単な情報提示とすると一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行なう場合には、顧客が容易に商品の販売・推奨等を行なうことが可能となるよう、簡単な情報提示用にツール(リンク)等との関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	【重要情報シート】 2. サービス概要 表内の1つ目	【お客様に対する重要な情報のわかりやすい提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】タイムリーに情報提供、重要情報シート(金融事業者編)を当社HPに掲示。	
(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報の重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	【お客様に対する重要な情報のわかりやすい提供】	【お客様に対する重要な情報のわかりやすい提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】タイムリーに情報提供、重要情報シート(金融事業者編)を当社HPに掲示。	
原則6 【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。 (注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それにに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なう・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各商品の特徴と相手に適切的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料等を含む)と比較しながら行なうこと・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	重要情報シートhttps://www.trade-science.co.jp/assets/pdf/info.pdf 2. サービス概要 項番2 表の1番目	【お客様にふさわしいサービスの提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】情報提供するとともにバフォーマンスについてモニタリング・ラッピングコードを追っており、またアルゴリズム等適宜見直し、また重要情報シートを掲出。	
(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	重要情報シートhttps://www.trade-science.co.jp/assets/pdf/info.pdf 2. サービス概要 項番2 表の1番目	【お客様にふさわしいサービスの提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】情報提供するとともにバフォーマンスについてモニタリング・ラッピングコードを追っており、またアルゴリズム等適宜見直し、また重要情報シートを掲出。	
(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売会社として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に係る金融事業者においてそれに沿った販売がなれるよう留意すべきである。	非該当	重要情報シートhttps://www.trade-science.co.jp/assets/pdf/info.pdf 2. サービス概要 項番2 表の1番目	【お客様にふさわしいサービスの提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】情報提供するとともにバフォーマンスについてモニタリング・ラッピングコードを追っており、またアルゴリズム等適宜見直し、また重要情報シートを掲出。	
(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被書を受けやすい属性の顧客グループに商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	重要情報シートhttps://www.trade-science.co.jp/assets/pdf/info.pdf 2. サービス概要 項番2 表の1番目	【お客様にふさわしいサービスの提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】情報提供するとともにバフォーマンスについてモニタリング・ラッピングコードを追っており、またアルゴリズム等適宜見直し、また重要情報シートを掲出。	
(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。	実施	お客様本位の業務運用に関する方針／アクションプランhttps://www.trade-science.co.jp/assets/pdf/action.pdf 「サービス提供のポイント」項目	【お客様にふさわしいサービスの提供】にかかるアクションプラン→【取組状況】情報提供するとともにバフォーマンスについてモニタリング・ラッピングコードを追っており、またアルゴリズム等適宜見直し、また重要情報シートを掲出。	
原則7 【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するうえに設けられた報酬・業績評価体系、従業員研修その他必要な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。 (注) 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関する実施する内容及び実施しない代わりに譲る仕組みの内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	お客様本位の業務運用に関する方針 当社役職員に対する適切な動機づけの枠組等	【当社役職員に対する適切な動機づけの枠組等】にかかるアクションプラン→【取組状況】協会通知を共有するほか、社内研修コンテンツをオーダマンドで受講できるようにする等、適切な動機づけの枠組みを構築。	
	実施	お客様本位の業務運用に関する方針／アクションプラン 【当社役職員に対する適切な動機づけの枠組等】	【当社役職員に対する適切な動機づけの枠組等】にかかるアクションプラン→【取組状況】協会通知を共有するほか、社内研修コンテンツをオーダマンドで受講できるようにする等、適切な動機づけの枠組みを構築。	
【照会先】				
部署	トレード・サイエンス株式会社 業務管理部			
連絡先	加澤 浩幸 メールアドレス:h-kazawa@akatsuki-sc.com			

*6「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7(これらに付されている注を含む)毎に、「実施」、「一部実施」、「不実施」、「非該当」を選択し、取組方針・取組状況の該当箇所(項目名、見出し、ページなど)を記載してください。

金融事業者のウェブサイトに掲載されている対応関係表と本報告フォームとに不一致があれば、金融事業者リストへは掲載されません。